

公文書部分公開決定通知書

商 第 59 号  
平成 26 年 6 月 5 日

様

関市長 尾 関 健 治



平成 26 年 5 月 24 日付けで公開請求のありました公文書について、次のとおりその一部を公開することに決定しましたので、関市公文書公開条例第 8 条第 1 項の規定により通知します。

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に行政不服審査法に基づく異議申立てを関市長に対してすることができます。

公文書の件名又は内容	「関 sg」(旧 FB 良品含む)の月ごとの売上、数量等を記録した文書
公開の方法の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧及び写しの交付 <input checked="" type="checkbox"/> 郵送による写しの交付
公開の日時	平成 年 月 日 ( ) 午前 午後 時
公開の場所	
公文書を公開することができない部分及び理由	(公文書を公開することができない部分) 個別の販売実績 関市公文書公開条例第 6 条第 1 項第 4 号に該当 (理由) 公開しないことができる公文書の基準に該当するため
※ 上記理由がなくなる日	平成 年 月 日
担当課 (所)	経済部商工課 電話 (0575) 22-3131 (内線 1252)
備考	関市公文書公開条例第 10 条第 2 項の規定により、郵送料 82 円及び公文書の写し代 30 円計 112 円の納付をお願いします。 納付についてはお近くの郵便局で別添の郵便局専用の振替用紙にて納付をお願いします。納付確認後、ご自宅に公文書の写しを郵送させていただきます。

備考

- ~~1 当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を担当課(所)へご連絡ください。~~
- ~~2 公文書の公開を受ける際には、この通知書を持参して、係員に提示してください。~~
- ~~3 ※印の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。公開を希望する場合は、明示された日以後に改めて請求をしてください。~~

公文書不存在通知書

商 第 59-2 号  
平成 26 年 6 月 5 日

様

関市長 尾 関 健 治



平成 26 年 5 月 24 日付けで公開請求のありました公文書について、次のとおり公文書が存在しないため、公開できませんので関市公文書公開条例第 8 条第 1 項の規定により通知します。

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に行政不服審査法に基づく異議申立てを関市長に対してすることができます。

公文書の件名又は内容	「JAPAN satisfaction guaranteed」及び「関sg」の Web サイト掲載情報の修正依頼についての記録 (平成 26 年 1 月以降分)
不 存 在 の 理 由	<input type="checkbox"/> 作成していないため <input type="checkbox"/> 取得していないため <input type="checkbox"/> 保存期間の経過により、廃棄したため <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 資料が無いため )
担 当 課 (所)	経済部商工課 電話 (0575) 22-3131 (内線 1252)
備 考	-